

KG リアルターズクラブ運営細則

1. 総会での決議事項

- ① 幹事・監査の選任
- ② 前年度決算ならびに今年度予算
- ③ 規約の変更
- ④ 今年度活動予定

2. 事業の運営

- ① クラブの行う事業は規約第3条のとおりであり、各グループで企画立案し、幹事会の承認を経て、総会の承認を受けるものとする。（当該事業を「クラブ事業」という。）
- ② 前1項の総会の承認後、当該年度で行うクラブ事業が新たに発生した場合については、規約第3条の趣旨に合致していることを前提に、幹事会の承認でクラブ事業を行うことができる。また、同時に当該事業を行う担当グループを幹事会で決定する。ただし関西学院大学及び関西学院大学同窓会が行う行事・事業への参加依頼・協力要請に基づくものは会長または副会長の判断で会員に周知することができるものとする。なお、前記以外の事業でも、クラブの会費支出を伴わない事業で、クラブの名称を用いて会員への紹介・協力要請等が必要であると認められる場合（当該事業を「クラブ公認事業」という）は、幹事会の承認を得たうえで、これを行うことができる。
- ③ クラブ事業を行った場合には使用した会費及び活動内容を、クラブ公認事業を行った場合には活動内容を次年度の総会にて会計報告及び各グループの活動報告に含めて報告し承認を得るものとする。

3. 幹事会

- ① 幹事会は基本的に3カ月に1回程度開催するものとし、また、必要に応じて会長が臨時幹事会を召集できるものとする。なお、幹事会の承認は「幹事会メール」をもって賛否を図ることもできるものとする。その場合電子メール発信後1週間を目途に幹事の3分の2以上が返信し、そのうち過半数以上の賛成により承認されたものとする。尚、電子メールで賛否を図ることのできる事項は下記2項の（ア）及び（コ）ならびに（シ）のうち5万円以下の支出に関する件に限る。
- ② 幹事会はWEBシステムを用いてもしくはWEBシステムを併用して開催することができ、WEBシステムを用いて参加した幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
- ③ 幹事会の審議・決議事項は下記のとおりとする。
 - （ア） 入会希望者の審査
 - （イ） 会員の資格喪失の審査及び除名
 - （ウ） 次年度予算案
 - （エ） 次年度活動案

(オ) 役員（幹事・監査）候補者の選任

(カ) クラブ組織の改定案

(キ) クラブ規約改定案

(ク) その他総会決議案

(ケ) クラブ運営方針

(コ) 本則第2条2項のクラブ事業

(サ) 運営細則の作成、改定

(シ) 予算（予備費含む）の執行

- ④ 役員が健康状態、人事異動その他の事由により役員としての活動が継続できない場合は幹事会へ報告の上、その職を辞することができるものとする。
- ⑤ 幹事会の承認、決議、審議内容は指名された書記が議事録を作成しクラブ公式ホームページに議事録を掲載するものとする。尚、書記は会長・副会長・各グループリーダー以外の幹事が持ち回りで務めるものとする。
- ⑥ 幹事が健康状態・人事異動その他の事由により一時的に幹事としての活動を行うことができないもしくは困難な場合、幹事会に申し出た上で、幹事を休職することができるものとする。休職幹事については、本会規約第16条に定める幹事会決議の出席要件及び本細則3①であるメール決議要件に定める数には算入しないものとする。

4. 入会基準細則

規約第4条第1項2に記載している「不動産業或いはこれに関連する業務」とは下記の業務とする。この場合、下記各業は許可権者から免許を受けていることを条件とする。

(ア) 宅地建物取引業

(イ) 建設業

(ウ) 不動産投資顧問業

(エ) ビル管理業

(オ) 不動産賃貸業

(カ) 信託業

(キ) 不動産鑑定士

(ク) 弁護士

(ケ) 司法書士

(コ) 土地家屋調査士

(サ) 税理士

(シ) 公認会計士

- (ス) 一級建築士
- (セ) 地方自治体の首長
- (ソ) その他幹事会で認められたもの

5. 会費

- ① 会費の請求は毎年1月末までに請求書の郵送による振込、もしくは決済代行サービスによるカード又は銀行口座自動引落とし決済にて行い、クラブ指定銀行口座へ毎年2月末日（2月末日が休・祝日の場合前営業日）までに会員の責任において納入するものとする。尚、振込手数料は会員の負担とする。
- ② 期日までに入金のない会員については事務局でとりまとめ、3月15日までに督促を行い、3月末日（3月末日が休・祝日の場合前営業日）までに入金がなかった場合、自動的に会員資格を喪失するものとする。
- ③ 前記2項により会員資格を喪失した場合でも、当該年度内に会費を納入した場合には1回に限り自動的に会員資格が回復する。
- ④ 新入会員が1月以降に入会の場合、入会年度の会費は免除する。
- ⑤ 決済代行サービスを利用する場合、以下の内容に同意したものとする。
 - 1. 決済日は毎年3月末日までの指定日となること。
 - 2. 決済処理手続き上、2月末日までに退会申請しなければ自動継続となること。
 - 3. 決済失敗した場合には督促メール等の通知より追加決済を行うこと。

6. 会計・予算

- ① 予算の執行は担当グループからの提案により幹事会で承認するものとする。
- ② 各グループの当初予算を超過する支出、本則第2条第2項のクラブ事業に関する支出は幹事会で承認のうえ原則予備費から支出する。しかし、当初予算を超過する支出が予備費を超える場合、幹事会の承認のうえ、他の予算から支出することができるものとする。

7. 会員への連絡方法・ホームページ運営・メールの使用

- ① 総会の案内については郵送もしくは電子メール等幹事会で定めた方法にて行い、その他事業に関する告知・報告については電子メール及びクラブ公式ホームページで行う。
- ② 会員は連絡の取れる電子メールアドレスを事務局に開示する。また、自己の電子メールアドレスを取得していない会員も会社、親族、知人の会員等、間接的に連絡の取れる電子メールアドレスを事務局に開示する。また、開示した電子メールアドレスに変更があった場合には、すみやかに事務局に報告する。

- ③ クラブの「お知らせメール」の使用についてはクラブの事業（クラブ公認事業を含む）に関する告知・報告・協力依頼、及びクラブ運営に関する告知・報告・意見聴取等、並びに会計（会費の納入・督促を含む）の告知・報告・協力依頼に限る。

8. 運営細則の変更・追加

本運営細則の各条項に関して変更または追加の必要が生じた時は、幹事会の承認を経て当該変更または追加を行う。この場合、幹事会の承認とは、全幹事の3分の2以上が出席し、そのうちの過半数以上の賛成により承認されたものとする。

9. リーダー会

- ① 幹事会の議案の企画・立案、会の運営方針の意見交換、会長・副会長の補佐を目的として、リーダー会を設置する。
- ② リーダー会は各グループのリーダーにより構成され、オブザーバーとして副会長、事務局メンバーが参加する。また、議案等により幹事に出席を要請することができる。
- ③ 前回幹事会後に発生し、次回幹事会までに決定しなければならない事案（本規約第2条第2項にかかる事案等）が発生した場合には、各グループのリーダーがグループメンバーの意見を集約し、リーダー会の承認により、会長及び副会長に判断を仰ぐものとする。
- ④ リーダー会は基本的に毎月1回開催し、会長・副会長・各リーダーからの要請により、随時リーダー会を開催することができるものとする。

10. 会員の処分の決定

- ① 幹事会は、会員（幹事を含む）等から会員の処分の申し入れがあった場合、処分対象会員について十分審査をし、以下の手続きを踏まえて処分を決定することができる。尚処分の種類には下記があるものと定義する。
1. 注意勧告・協力要請
 2. 会員資格の一時停止
 3. 会員資格の喪失（退会）
 4. 除名
- ② 幹事会は、処分の妥当性を検討し、改善が必要と決議された場合、処分対象会員に再発防止について注意勧告・協力要請を幹事会にてメールまたは書面並びに口頭などのうちから適切と判断される方法により会長名にて行うことができる。
- ③ 上記の手続き後、処分に該当する事案について改善の意思表示がない場合、一定期間が経過しても改善が見られない場合、もしくは同様の事象が再発した場合は、幹事会にて上記①4の会員資格の喪失の決議の上、当該会員に会長名にてメールまたは書面、口頭にてその旨通知し退会となる。

- ④ 処分対象会員は、各通知後 30 日以内に、クラブに対して書面での弁明をする機会を持つ。また、③の会員資格喪失の通知後 30 日間を過ぎても本人からの弁明がない場合は、③の幹事会の決定が最終決定となる。
- ⑤ なお、幹事会は、処分を検討・決議に至るまでの間、当該会員に対して、①2 の会員資格の一時停止を命ずることができ、クラブからの通知や案内から除外し、各活動の不参加を申し渡すことができる。
- ⑥ 当該会員の処分事由が著しく重大である場合、また緊急の対応が要される場合、幹事会は上記②③④の手続きを経ずに当該会員の除名処分を決議することができ、一度の通知で除名処分とすることができる。
- ⑦ 会員資格の喪失又は除名処分が行われた場合、処分対象会員に年会費の返還は行わないこととする。

以上

2025年8月改正